

共産党要望項目一覧

平成30年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【要望項目】 ○島根原発について</p> <p>1、中国電力は鳥取県、米子市、境港市への島根原発3号機の概要説明を行い、両市への概要説明が終了後、3号機の新規制基準への適合審査申請にかかる事前了解を鳥根県に申し入れる方針を早々に打ち出した。鳥取県側は3号機の炉や耐震性を独自に検証する「共同検証チーム」を立ち上げたばかりであり、自社の利益優先の姿勢の表れで看過できない。立地自治体と同じ安全協定を求める鳥取県に対し、「立地自治体と同様な安全協定だ」としながらその扱いがまったく違うことが、3号機の概要説明にかかわり露呈した。しかも原発の再稼働・新規稼働の権限は対象外である。中国電力に対し日本原電と茨城県、東海村、周辺5市の安全協定のように、30キロ圏内の周辺自治体に対しても立地自治体と同じ安全協定の改定を強く求めること。</p>	<p>島根原子力発電所3号機については、4月4日に中国電力から概要説明の申出があったことを受けて、4月9日に新規規制基準適合性審査申請に係る説明ではないことを前提に、その申出を受け入れる旨を回答したが、この回答の中でも、安全協定を立地自治体と同じ内容に改定することも含め、立地自治体と同等の対応について、強く要請している。</p> <p>これまで、原子力安全対策プロジェクトチーム会議、県、米子市及び境港市の実務担当者で構成する共同検証チーム会議への説明、知事や原子力安全顧問による現地視察、米子市及び境港市の原子力発電所環境安全対策協議会など住民への説明が行われている。</p> <p>5月16日、中国電力から、3号機の新規制基準適合性審査を受けるための原子力規制委員会への申請提出に関して、安全協定に基づく本県への事前報告を5月22日に実施したいと連絡があった。</p> <p>未だ概要説明のやりとりをしている最中に、こうした連絡があるのは、いささか性急の感は否めないが、今後、中国電力の申入れを聞いた上で、米子市長、境港市長と対応を協議し、安全を第一義に厳正な姿勢で臨む。</p> <p>安全協定については、立地自治体と同内容となるよう、その改定について、引き続き様々な機会を捉え、中国電力に強く働きかけていく。</p>
<p>2、3号機の概要について鳥取県議会、米子・境港両市議会へのさらなる説明会と、両市での住民説明会を複数回実施すること。</p>	<p>4月9日の回答の中でも、3号機については、これまで周辺地域に対して誠意ある説明がなされてきたとは言い難く、今次の申し出により、その概要について、住民、鳥取県、米子市及び境港市並びにそれらの議会、鳥取県原子力安全顧問等に、誠実かつ丁寧に説明するよう要請している。</p> <p>5月22日に3号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告をしたいと申し出があったので、今後は申請内容について、引き続き住民、県、米子市及び境港市並びにそれらの議会等へ誠実かつ丁寧に説明するよう強く働きかけていく。</p>
<p>3、原発事故発生の際の避難計画はバスや列車利用するとしているが、実際には自家用車両の利用が多い。主要道路、幹線道路で1車線の多い県内で車両事故がひとたび発生すれば大渋滞が長時間にわたり続く。こういう事態を取り入れた避難計画にすること。</p>	<p>県の広域住民避難計画では、避難住民の9割が自家用車を使用することを想定しており、避難時の交通の円滑化等を図るため、予め避難経路を設定している。また、渋滞に伴う被ばくを避けるため、避難区域を4分割し、島根原子力発電所に近い区域から段階的に避難を行うよう定めている。</p> <p>さらに、避難に際しては、警察及び道路管理者により、誘導、交通規制を行うこととしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4、原発事故の際の避難計画で、鳥取県西部から鳥取県東部に避難誘導されてくるが、避難所開設は一義的には地元自治会などが行うようになっているが、地元自治会や住民への説明が行き届いていない。自治会の役員体制も変わるので、毎年丁寧に説明し、受け入れ体制の確認をすること。</p>	<p>県の広域住民避難計画では、避難先地域の避難施設の開設運営は、まずは避難先地域の市町が行い（県有施設を除く）、その後、状況に応じて避難先の自治会等の支援団体や避難住民の自主運営に移行する計画としている。</p> <p>避難先地域の自治会等への説明及び受入体制については、毎年、避難元と避難先の自治体で確認を行っている。また、避難者の受入れについて理解頂けるよう、県原子力防災訓練や米子市及び境港市が行う個別の避難先確認訓練、各種講演会、「鳥取県原子力防災ハンドブック」の県内全戸配布等を通じ、引き続き、市町と連携しながら取り組んでいく。</p>
<p>5、島根原発2号機再稼働、3号機新規稼働に向けた一切の活動を断念し、「原発ゼロ」を決断するよう求めること。</p>	<p>原発の再稼働や新規稼働については、国が安全を第一義として、本県等の意見を聞き慎重に判断するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、責任を持って稼働の安全と必要性を住民に説明するよう国に要望している。</p> <p>また、本県としても、住民の安全が確保されるよう専門家である原子力安全顧問等から意見を伺って、安全性を厳格に確認していく。</p>
<p>6、専門家が指摘している島根・鳥取両県にかけての「ひずみ集中帯」、および「ひずみ集中帯」と宍道断層などの連続性・連動性を徹底調査するよう求めること。</p>	<p>原子力発電所については、安全が第一義であり、原子力規制委員会が最新の知見に基づき、厳格に審査するよう国に要望している。</p> <p>島根原子力発電所については、原子力発電所の安全性確保の上で大変重要な耐震設計の基準となる基準地震動が、2月16日の審査会合で原子力規制委員会から妥当と評価されたところ。その基準地震動の策定では、国の地震調査研究推進本部の新たな評価を踏まえた宍道断層に係る評価の見直しが行われており、厳格・厳正な審査を強く求めた結果であると認識している。</p> <p>山陰地方における「ひずみ集中帯」については、平成28年に京都大学防災研究所の西村准教授（地殻変動学）が研究成果を発表し、新聞等で報道されたものである。これについては、地震発生メカニズムとして既に整理されている地殻変動をGPS観測で確認したものであり、地震発生確率や危険度について新たな知見を示すものではないというコメントを原子力安全顧問からいただいている。</p> <p>いずれにせよ、常に最新の知見、評価手法等により科学的に評価されることが重要なため、引き続き、国に対して厳格・厳正な審査を強く求めていく。</p> <p>また、中国電力に対しても、安全協定に基づき、安全の確保を求めるとともに自治体や住民への丁寧な説明を求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○北朝鮮問題について</p> <p>北朝鮮金正恩國務委員長と米国トランプ大統領との会談が6月に行われることとなり、今後前向きな大きな激変が起こる可能性もある。この動きの中で日中韓三ヶ国の首脳会談が行われたが、安倍首相は「非核化」と「圧力を最大限に」の一点張りを主張し、中韓は同調せず「北朝鮮が完全な非核化を実行する場合、体制保障と経済開発支援などの明るい未来を保障する上で、米国を含む国際社会が積極的に参加すべき」と発表した。安倍政権の圧力一辺倒の立場が孤立している状況が歴然とした日中韓三ヶ国首脳会談であった。米ポンペオ國務長官も中韓が合意している方向に米国も賛意を表明している。安倍政権の圧力一辺倒の立場では交渉にならず破綻を示している。安倍政権は拉致問題でも「対話のための対話は意味がない」という立場に固執しているが、これでは拉致問題の解決のための話し合いも始まらない。拉致被害者を一日も早く帰還していただくためにも、日本政府に対し、非核化と平和体制構築を一体的段階的に進め、拉致問題についても北朝鮮との話し合いのテーブルにつくよう求めること。</p>	<p>5月9日に行われた日中韓首脳会談においては、朝鮮半島の非核化に向け、国連安全保障理事会の制裁決議の完全履行という点で3か国の見解は一致し、後に発表された共同宣言にも盛り込まれている。</p> <p>外交防衛上の課題は国の専権事項であり、国としての考え方の中でどう対処されるか注視していきたい。</p> <p>拉致問題については、国連等の国際社会と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対して厳しい態度で臨み、一日も早い拉致被害者の帰国の実現に向けて取り組むよう、国に強く要望していく。</p>
<p>○核兵器禁止条約批准の政府を</p> <p>安部政権は唯一、国民が戦争による原水爆の惨禍を経験した国でもあるにもかかわらず、昨年7月に国連加盟国の約3分の2の賛成で採択された核兵器禁止条約に反対し、朝鮮半島の非核化をめぐる圧力一辺倒の強硬な態度を続けている。しかし、この度の北朝鮮が板門店で行われた文在寅大統領との会談で核実験場を廃棄すると発表した背景には、核兵器廃絶を願う国々や人々の長年の努力によって採択された核兵器禁止条約の存在がある。政府に対して条約を認め、早期に批准するよう求めること。</p>	<p>核兵器禁止条約批准という、外交防衛上の課題は国の専権事項であり、国としての考え方の中で最終的に行動されるべきものである。</p> <p>なお、唯一の被爆国である日本の国民として、平和に対する声を上げていくことは必要なことと考え、平成29年5月に個人の意思の表明として、「ヒバクシャ国際署名」に署名したところであり、県内の19の市町村の首長全ても署名している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○憲法改定</p> <p>安倍首相と自民党が提起する改憲案の焦点となる憲法9条改憲条文案にある「自衛の措置」には集団的自衛権が入り「戦力不保持」の9条2項はそれを「妨げず」と書かれており、無制限の海外での武力行使が可能となる。しかもすでに安保法制で集団的自衛権行使が可能となっており、専守防衛を投げ捨て空母や長距離巡航ミサイルをもっている。日報の隠蔽もあきらかになった自衛隊のシベリアンコントロールはきわめて危機的な状況である。公文書改ざんや虚偽答弁の横行、データの改ざんなど改憲を口にする資格はない。政府に対し憲法改定をしないよう強く求めること。</p>	<p>憲法の改正を行うかどうかは、国会の発議に基づき、国民が国民投票で決するものとなっている以上、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の幅広い議論の後、行われるべきものと考えている。</p>
<p>○中海の再生について</p> <p>①中海の水質保全計画による調査では中海の上層、中層、下層の調査は実施しているとのことだが、中海会議等で表示される資料は上層のみを分析評価することになっている。中海の再生、つまり中海の魚種の増加、貝類の生息の増加、どれだけ漁獲量が増えるのかが重要である。上層にはさっばや鯖しかおらず、中層、低層の改善がカギとなる。すでにある中下層のデータを分析評価して公表すること。</p>	<p>中海の水質調査は上・中・底層とも実施しており、平成29年度の中海会議では、当該水質保全計画に定める値として、環境基準の算定方法に基づきCODは全層（上層・中層・底層）の75%値、全窒素、全りんは表層の年平均値を報告している。</p> <p>要望のあった中層、底層については、覆砂等の水質改善に有効な対策を検討するうえである程度エリアを限定したデータの評価・分析が必要であると考えられ、現在、平成30年度の「中海会議」に報告（公表）するよう関係機関との協議を行っている。</p>
<p>②窪地の覆砂の効果は限定的であり、埋め戻しにシフトすること。</p>	<p>中海・覆砂検討WGにおいて、窪地等の対策として、①浅場造成、②深場覆砂、③窪地覆砂(薄層)、④窪地(全部)埋め戻しについて、期待される効果及び持続性の検討をしているが、各手法の効果と持続性が異なるなど、現段階では、対策の順位付けに至っていない。</p> <p>対策については平成29年度の中海会議でも、窪地の埋戻しや底質の影響度について、水域を細分化した検証の必要性等の意見を受けていることから、検証結果を平成30年度の中海会議に報告するよう関係機関との協議を行っている。</p>
<p>③水産省の魚が住める環境調査は、硫化物の量を調べるため、湖底の泥を乾燥させグラムあたりの硫化物が何ミリあるか調査している。水産省と国交省との共通の調査項目は中海の環境修復とも矛盾しておらず合理的な調査ができるよう国に省庁間の調整をするよう求めること。</p>	<p>水産庁は個別の箇所での環境調査は行っておらず、中海においては、国土交通省が第6期湖沼水質保全計画に基づく水質調査を実施している。</p> <p>今後とも、中海における水質改善策や水生生物の生息環境の検討は、国土交通省をはじめとする国や鳥取・島根両県が参画している中海会議において、関係機関が連携・調整しながら行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④森山・大海崎両堤防を開削し閉鎖性を解消するよう島根県との協議を行うこと。</p>	<p>森山堤防の開削効果については、平成21年12月に締結した鳥取・島根両県知事の協定書に基づき、「中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じることが必要と判断される場合」において、「中海会議の場などで、将来的な大海崎堤防の開削を含め幅広く適切な対策を協議検討する。」とされている。</p> <p>毎年度、中海会議において、継続しているモニタリング結果を報告しており、今後も科学的データに基づいた協議を進めるよう考えている。</p>
<p>○砂利採取について</p> <p>西部地区の砂利業者が採取した隣地で地下水を利用して営業を行っている事業者から、掘削以来、水の濁りが激しいため営業が困難になっていると訴えられている。砂利採取を認可した県は、民衆で話し合うよう助言をしているが、もともと対応が後追いになっていた。埋め戻しをする土も申請とは違う産廃が入っていたなど県の指導上の責任も問われる。このままでは事業者は営業が続けられなくなる恐れがあり、県が原因究明にも積極的に関与し、解決のため指導を強化すること。</p>	<p>砂利採取場から約50m離れた場所において、地下水を利用している事業所から、利用している地下水の濁りについて苦情が寄せられたものである。</p> <p>県が仲立ちしながら両者による話し合いや砂利採取事業者が水質検査を実施したが、砂利採取と地下水の濁りについての因果関係は不明であった。また、砂利採取計画については適法に行われている。</p> <p>現在、砂利採取は完了しており、今後行う埋め戻し作業においては、地下水利用者の苦情を受けて、「極力静穏な状態で作業を行うこと」、「水質の確認を行いながら作業を行うこと」を県から砂利採取事業者に要請し、事業者もそれに対応した作業を行うこととしている。今後も事業完了まで水の変状の有無や作業状況を県、両事業者で確認していきたい。</p> <p>なお、産廃混入土については作業用道路として仮設していたものであり、指導の結果3月に撤去が完了している。</p>
<p>【美保基地・米軍基地強化】</p> <p>①4月24日、美保基地の大型輸送機C-2の左翼の付け根にある外板パネルを止めるアルミ製ねじ1本とワッシャー1個が、昨年12月18日の試験運行中に落下していたことが公表された。基地からの連絡事項によると、軽微な事案については半年に1度公表することになっており、部外に被害を及ぼす恐れがある事案は速やかに通知をすることである。ちなみに昨年9月の同様の落下事案の報告は10月25日であったが、事案の大小にかかわらずすぐ公表するよう求めるとともに、相次ぐ部品落下の原因の徹底究明と、その公表を求めること。</p>	<p>美保基地所属航空機の部品落下について基地から報告があった際には、県から基地に対し原因究明と安全対策の徹底について、申入れを行っている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②美保基地のみならず、全国的にも自衛隊機のトラブルが相次ぐ中、「美保基地航空祭2018」が5月27日に開催される。基地周辺地域中心（米子市街地でも目撃される）に、輸送機等が編隊を組んで訓練するなど騒音が増加している。航空祭ではC2大型輸送機をはじめ第3輸送航空隊所属機の展示飛行などが実施される計画であるが、来場者および周辺住民の安全のため、当面は自粛すべきであり中止を求めること。</p>	<p>航空祭の実施の可否については、美保基地が判断されるものであり、県が中止等を求めるものではない。</p>
<p>③配備されたC2輸送機は、滑走路逸脱事故、部品落下など事故を繰り返しているが、原因究明や機体改良も不十分なまま、飛行訓練が行われている。原因究明と機体改良されるまで飛行訓練しないこと。民家上空での飛行訓練はやめるよう訓練ルートを変更すること。</p>	<p>C2輸送機の滑走路逸脱事案については、原因究明とともに、操作手順の見直し等も行われている。あわせて、中国四国防衛局より、機体のシステム改修についても実施するとの報告を受けている。</p> <p>また、美保基地における離発着時のルート（航空経路）は、従来から学校等の上空は避けて飛行するなど配慮され、安全対策が図られている。あわせて、配備同意の際には、防衛省に対し、安全運航に万全を期すこととして、意見を付している。</p>
<p>④神奈川県厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊の移転の米軍基地再編で極東最大の基地化する米軍岩国基地を軸として、中国地方各地で米軍機の訓練、低空飛行の激化が懸念される。近年米軍機事故が相次いでいるが、米シンクタンク「ヘリテージ財団」の17年10月の報告書によると予算削減で作業員や部品不足で整備が間に合わず飛行可能な期待に負担が集中するなどで劣化が早まる、訓練時間が短いなどで事故のリスクが高まる懸念があるとしている。このような状態で中国地方の訓練が強化されれば、事故の発生リスクは極めて高くなる。岩国基地強化に反対すること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国会、政府において責任を持って対応されるべきものである。</p>
<p>⑤F35B・A、オスプレイの配備計画があるのか確認すること。また配備されれば、F35Bは核搭載可能であり非核三原則に反することになり、またオスプレイは墜落の危険がある。配備の中止を求めること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国会、政府において責任を持って対応されるべきものである。</p>
<p>⑥住家や学校などの上空は訓練ルートにしないよう求めること。</p>	<p>美保基地における離発着時のルート（航空経路）は、従来から学校等の上空は避けて飛行するなど配慮され、安全対策が図られている。あわせて、機種変更や配備同意の際には、防衛省に対し、安全運航に万全を期すこととして、条件付けまたは意見を付している。</p>
<p>⑦AH-64Dが佐賀県で墜落事故を起こしたが、その事故原因も明らかにならないまま、CH47は、美保基地に配備されている。事故原因が明らかになるまで、配備をしないこと。</p>	<p>AH64Dと30年3月末に美保分屯地に配備されたCH47とは使用目的、諸元、機種等は全く異なるものである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○産廃処分場について</p> <p>①先例地の三重県の管理型産業廃棄物最終処分場は周辺に水源地がなく、「水源地の上流には作らない」原則が実行されている。原則に反している名水の里淀江の産廃処分場計画は白紙撤回すること。</p>	<p>法令上、水源地の上流に処分場を設置しないとする原則を定めたものはない。</p> <p>なお、産業廃棄物管理型最終処分場の設置にあたっては、廃棄物処理法や県が定めた最終処分場の構造・維持管理指針等の基準に適合することが必要であり、基準に適合することで周辺の生活環境に対する安全性の確保が可能となることから、県としては、それらの基準への適合状況について、厳格に審査していく。</p>
<p>②専門家会議は、本来なすべき事業計画や環境調査についての検証や新たなデータもなく、会議の非民主的運営、これまで疑問を呈していた専門家の参加もなくひたすら安全のお墨付きを与えるばかりで、かえって住民、漁業者の不信感を強くした。住民が推薦する専門家をいれて周知期間を十分保証し検証作業を実施すること。</p>	<p>専門家会議は、廃棄物処理施設の設置に係る法令基準そのものに対する不安や一般的な疑問等が県に寄せられていることから、県として、専門家から専門的・科学的知見をもとにした基準設定の背景や考え方等に関する御意見をいただくため、条例手続とは別に開催したものであり、専門家会議の委員は、廃棄物処理や土壌・水環境、環境管理全般に幅広い知識を有し、国や自治体の審議会委員等を経験した方の中から選定している。同会議では、地元関係者から寄せられていた地下水への影響についても、浸出水の漏水防止等の適切な対策が講じられており、地下水への影響は考え難いとの見解を得たところであり、これら専門家の意見を関係住民等と事業者の対話促進に活用していく。</p>
<p>○再生可能エネルギーについて</p> <p>「原発ゼロ基本法案」が立憲民主党、日本共産党、自由党、社民党の4党で共同提案された。「稼働原発は止め、再稼働は一切認めない」が法案の核心部分である。原発再稼働反対はどんな世論調査でも5～6割と絶対多数を占め、福島県では75%が反対である。原発ゼロを決断したドイツでは再生可能エネルギーの電力消費に占める割合は、2017年には36.1%で最大電力減である石炭火力の37.0%に匹敵するまでになっている。再生可能エネルギーの普及は雇用創出にも非常に有効であることを示しており、地域固有の分散型エネルギーでありで地域経済の振興にも優れた効果を持っている。大事故を経験した日本でこそ、再生可能エネルギーへの大転換が必要である。鳥取県内で計画されている再生可能エネルギー発電は次の観点で検証すること。</p>	
<p>①再生可能エネルギー発電は、停電や災害対策に有利な「地域分散型」を原則にすること。</p>	<p>第2期とっとり環境イニシアティブプランでは、大規模集中型電源に依存するのではなく、地域分散型であるエネルギーの地産地消をめざし、再生可能エネルギーの導入を促進している。</p> <p>現在、再生可能エネルギーの設備導入量は、平成29年度末で95万kWを超える見込みであり、第2期とっとり環境イニシアティブプランの目標値を既に達成し、一般家庭等で消費する電力量の100%を賄うことができる状況にまで達している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②県外の資本が事業主体の場合、利益は県外に流出し、県内に再投資されない公算が大である。木質バイオマスの場合、鳥取県の森林資源の維持をしながら小規模の発電ができるよう活用できるよう支援を強化すること。</p>	<p>県外資本による再生可能エネルギーの導入であっても、港湾や運輸業の振興、発電所等での新規雇用等による地域経済の活性化など、本県に貢献するものと考えている。 現在、小規模な木質バイオマスの活用によるまちづくりを検討している町があり、県としてもこれらの取組を地域エネルギー社会推進事業で支援している。</p>
<p>③和田の巨大バイオマス発電の燃料は、インドネシア、マレーシアからの全量輸入ヤシ殻と木質ペレットであるが、海外資源利用に伴う海外環境問題にも関係する危険性を考慮すること。</p>	<p>輸入燃料については、無秩序な開発により原産国での森林破壊や生物多様性に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、固定価格買取制度では合法性等が証明されたものを利用することが義務付けられている。</p>
<p>④自然再生エネルギーを拡大し、安定的供給をすることは必要だが、FIT制度はその燃料を海外から調達しても対象と認めているため、全量を海外から調達しても制度そのものには違反しない。もともと国内の資源を活用して電力にすることが主たる目的であり、全量輸入について規制するよう国に求めること。県でも検討すること。</p>	<p>電力の地産地消という観点からは海外資源ではなく地域資源を活用する方がより望ましいが、バイオマス発電の燃料となる県内及び近隣からの地域材の十分な供給は難しく、新たな事業計画に対して地域材を義務付けられる状況にないことから、海外資源に関する規制を国に要望することや本県で検討することは考えていない。</p>
<p>⑤風力発電計画 鳥取市青谷町風力発電事業計画の一基当りの最大出力40000キロワットを最大14基は、県内ではこれまでにない大規模なものであり、集落に囲まれた区域での設置が検討されており、住民生活や自然環境に弊害をもたらしかねない計画である。また具体的に、「残したい日本の音風景100選の因州和紙の紙すき」、「水道水源が複数存在」、「山陰海岸ユネスコ世界ジオパークエリア」、「イヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類の生息・飛来」、「天然記念物コウノトリの飛来」、「埋蔵文化財包蔵地」、「土砂崩壊防備保安林」などがあり、大量の風力発電設備の設置と共存しがたい地域である。そして、青谷地域の自治会から反対の意見が鳥取県に届けられており、鳥取県としても反対の意見を国に伝えること。住民が反対すれば設置できないしくみをつくるよう、国に求めること。</p>	<p>環境アセス手続きは、水環境や騒音、景観、生態系などの自然環境や、人々の暮らしや文化といった社会的状況と事業計画との調和の可能性を審査する制度である。 県は、住民、関係市町村の意見も踏まえ、専門家等の意見も伺いながら環境保全の見地からも厳正に審査し、事業者に対して意見を述べるとともに、経済産業省にも意見を提出する立場にある。 なお、住民の反対意見により事業計画を中止させる仕組みの創設を国に求める考えはない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<ul style="list-style-type: none"> 鳥取及び西部風力発電事業計画は、各最大出力14.4万キロワット、最大32基、1基4500キロワットと、国内でも最大級規模の計画であり、地域住民や自然環境などに弊害をもたらす危険性がある。具体的に、「住居や明治小学校があり複数の風力発電機からの影響が懸念される」、「鹿野町城下町景観形成重点区域の眺望に抵触する」、「未踏査の埋葬文化財の所在の可能性がある」（以上鳥取市）、「設置に反対」（南部町）、「農業用水の野上川、須鎌川、藤屋川、水道水源の福岡水源等があり土地改変の影響」（伯耆町）、「水源涵養保安林が多く存在」、「オシドリが多く飛来」、「特別天然記念物オオサンショウウオの生息」、「奥日野県立自然公園・大山の景観への影響」（日野町）など自治体から懸念の声が上がっており、風車設置の適地ではなく、計画の中止を求めること。また低周波音など騒音の評価について、NEDOの「風力発電のための環境影響評価マニュアル」でなく、国内外で適用事例が多い「ISO9613-2:1996」を活用するとしているが、いずれも万全ではなく、住民の立場にたつての検討が必要である。また、環境影響評価方法書段階でも、風車や風車取り付け道路の位置が定まっておらず、これでは適切な環境影響評価方法書の審査ができない。住民に対しても計画場所を明確に提示することができない。著作権のことを理由にして情報開示を拒んでいるが、それでは住民合意は得られない。計画場所や内容を住民にチラシ配布するなどして、広報するよう求めること。 	<p>両事業の配慮書に対する知事意見においても、事業者に対し、可能な限り早い段階から、環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するよう強く求めている。</p> <p>今後も事業者に対しては早急に具体的な事業計画を公表し、地域の関係者に広く周知するとともに、地域住民等が事業実施に伴う影響を容易かつ十分に理解できるよう説明を工夫するなど丁寧な対応を求めている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害崩壊地域や、保安林解除など、必要な手続きをすれば、設置できない場所まで、計画地に入っているが、そうした場所は最初から計画地から除外するよう事業者を求めること。 	<p>これまでの知事意見においても事業地の選定には「風力発電機及びその付帯設備との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど適切な対応を行うこと」、「事業により当該保安林を改変することがないよう事業計画を検討すること」などとして求めている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<ul style="list-style-type: none"> 環境省が発出した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(ガイドライン)は、一基あたり2000kWを想定して設定されたものであるが、現在鳥取県内で計画されている風力発電施設計画は、「鳥取市青谷町風力発電事業」は一基あたり約2800kW、「鳥取風力発電事業」は4500キロワット、「鳥取西部風力発電事業」は4500kWと、指針策定時を大きく上回っている。実際の住民の立場にたつての判断とすること。また、風車の大型化に対応した騒音の試算とし、「指針」ではなく、「基準」にするよう求めること。 	<p>風力発電施設から発生する騒音に関する指針(平成29年5月 環境省)については、風力発電施設から発生する騒音による問題を未然に防止するために対策を講じる上で参考とすべきものであり、住民の生活環境の保全上、重要な評価指標と認識している。</p> <p>騒音発生源(風車)側ではなく、受音点側における騒音レベルで評価するものであり、基本的に風車の大きさ・発電量に係わらず適用可能なものとする。</p> <p>今後、国の動向も注視しながら、その時点で採用可能な最新の知見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価手法を採用するよう事業者に求めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 風力発電事業が隣接地に複合的に計画された場合、類似的環境影響評価や調整を、事業者まかせではなく、行政機関が調整すること。 	<p>環境影響評価制度は、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度であり、複数の計画による累積的な影響が予想される場合においても、それぞれの事業者が環境影響評価を行うこととなる。</p> <p>環境影響評価制度手続き中の(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業及び(仮称)鳥取風力発電事業については、事業実施区域が隣接(距離にして約5km)しているため、各事業者に対して、お互いに協議・調整したうえで、累積的な影響を予測・評価し、累積的な影響を可能な限り回避または最大限低減するよう求めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 改正FIT法では、「再生可能エネルギー発電事業計画を認定する制度」が創設され、「発電事業計画策定ガイドライン」では、「自治体や地域住民に事業実施について理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要であり、地域住民に十分配慮し事業を実施するよう努めること」としている。この趣旨を生かして、反対住民が有る場合は、賛成しないこと。 	<p>県は、住民、関係市町村の意見も踏まえ、専門家等の意見も伺いながら環境保全の見地からも厳正に審査し、事業者に対して意見を述べるとともに、経済産業省にも意見を提出する立場にある。</p>
<p>○旧優生保護法下での強制不妊手術</p> <p>鳥取県の審査会において、遺伝性の確認が不十分であるのに、旧法第4条の本人同意のない強制不妊手術にあっている例もある。鳥取県の審査会のやり方について反省・謝罪をすべきである。また、旧法第4条の本人同意のない強制不妊手術の数は他県に比べ少ないが、本人同意を要する旧法第3条による優生手術が、人口10万人当たり換算した鳥取県は全国の1.5倍～2.5倍になっている。他県では、「本人同意があったこと」にして、施設や医療機関を通じて障害者への優生手術がなされた事例もあり、福祉施設や医療機関、関係者、障害者団体も含めて、ありとあらゆる可能性ある関係者に当時のことを聞き取り調査し、実態を明らかにし、謝罪と補償を行うこと。</p>	<p>現在、県においては、県が個人を特定できる21件についての調査と併せて、障害者団体と連携した調査に着手することとしており、調査費用等の予算化についても6月補正での対応を検討している。</p> <p>また、福祉施設や医療機関についても、資料の存否について状況調査を行っているところである。被害者の心情に寄り添いながら丁寧な調査に努めていく。</p> <p>なお、第3条には、母体保護の観点で行われた手術が含まれており、優性思想に基づく手術だけではない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○「働き方改革」</p> <p>政府が審議入りした「働き方改革」一括法案は、厚労省のデータねつ造や情報隠ぺいが明らかになり、労働時間の実態調査のデータの2割を削除するなど、法案そのものの前提が崩れている。毎日新聞や共同通信の世論調査でも「今国会での成立は必要ない」との回答がいずれも69%に上っている。政府の提案した「働き方改革」一括法案は、労働法制の大改悪で、過労死遺族や労働組合、広範な国民の願いに応えるものではなくきわめて危険である。一括法案の成立を断念し廃案にするよう国に求めること。</p>	<p>左に対する対応方針等</p> <p>国の働き方改革関連法案に関しては、国会における審議状況を注視していく。</p>
<p>○鳥取市中核市問題</p> <p>今年度から鳥取市が中核市となり、鳥取県から鳥取市へと、保健所業務と関連事務が移管され、周辺4町（岩美、八東、若桜、智頭）の関連事務が委託されたところである。これら鳥取市に移された業務について過去に鳥取県が行ったものを、鳥取県議会議員として鳥取県に調査依頼したところ、「鳥取県には資料がないので出せない」とのことであった。鳥取県議会事務局から鳥取市議会事務局を通じて鳥取市に調査依頼をしなければならず、鳥取市の職員にレクに来てもらわなければならない事態である。過去に鳥取県が行った事務であるにもかかわらず鳥取県議会議員の調査権限がストレートに及ばず、調査依頼のための決済に時間がかかり、間尺にあわない。鳥取県と鳥取市の「中核市移行に伴う引継書」には、「監査等への対応など県の業務遂行上必要になった場合には、市の業務に支障がない範囲内で、当該文書等を貸出し、その他必要な措置を求めることができるものとする」とされており、県議会の対応もこの中でやっていただきたい。また過去に鳥取県がおこなった事務の責任は鳥取県がもつべきであって、鳥取市に責任転嫁すべきではない。</p>	<p>指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令に基づき、中核市指定日以降においては、都道府県が行った許可、認可等の処分その他の行為には中核市の長の行為とみなすことと規定されており、県には権限はない。鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲を行った事務についても、同条例附則において、施行日前に知事が行った許可等の処分その他の行為は、移譲を受けた鳥取市の行為とみなすこととされている。</p>
<p>○民間活力の推進について</p> <p>骨太方針は上下水道や公営住宅についてPPP、PFIの活用を推進しており、県も3つの県営水力発電所を全国初のPFIコンセッション方式導入の準備を進めている。上下水道の広域化、民営化が狙いにあるが、民間事業者は設備投資や人件費を抑え、料金設定を高く設定するほど利益が増す。社会的弱者が利用しにくい制度となる恐れがある。目先の金勘定にとらわれず公有財産の保持とライフライン、長年培ってきた県職員の技術を公的に保証できる体制を継続すること。</p>	<p>公共施設の整備・管理運営に民間活力を導入することは、行政コスト削減だけではなく、住民サービスの向上、市場での雇用の創出の観点で県民、行政の双方にメリットが大きいものと考えている。</p> <p>こうしたことから、民間活力の導入に当たっては、施設の設置目的に照らし、指定管理者制度、PFI、コンセッション等のうち、設備の充実や料金設定、県が保有している技術力の担保も含め、最も住民サービス向上が期待でき、かつ施設職員の処遇にも配慮しつつコスト削減が期待される手法を選択するとともに、事業者の選定にあたってもそのような観点を重視しているところである。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>○県立美術館について</p> <p>県立美術館の役割は、観光客のよびこみが目的ではなく、芸術文化を研究し、県民が広く芸術文化に親しむ機会を創設することを柱に据えるべきである。現在、建設・運営経費削減のため、BTO方式によるPFI手法導入が検討され、研究部門は県が担い、建設や管理は民間に委ねるとのことであるが、そもそも研究と管理運営は一体のものであり、これを切り離せば、県立美術館としての教育的機能や県行政としての意向が、貫徹できず、経費削減のために後景に押しやられてしまう危険性がある。やるなら県営で実施すること。また教育的効果を発揮するためにも、大学生も含め20歳まで料金無料とすること。</p>	<p>新美術館は、子どもたちの創造性を育み県民の生涯学習を支援する社会教育施設として事業展開するとともに、周辺施設等との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくこととしている。</p> <p>新美術館の整備・運営は、PFI・BTO方式で効率的かつ効果的な運営の仕組みを構築していくことになるが、美術作品の収集、保存、調査・研究、展示、教育普及等の中核業務は引き続き県が実施し、総務・施設管理、広報・宣伝・賑わい創出機能等については、県と連携しながら民間企業に委ねる。</p> <p>こうした官民の役割分担で運営していくことで、事業全体としてのコストコントロールが期待されるほか、単に経費削減だけでなく、民間事業者のノウハウと県学芸員との協働により美術館運営に関わる者全てが横断的に連携し、協力し合うことで、魅力ある事業の企画・運営を行う体制を目指している。</p> <p>新美術館では、無料スペースや無料プログラムの充実を図るとともに、展示については、県博等と同様、原則的に有料とする方向で検討していくが、小中高校生や大学生、70歳以上の方、障がいのある方、学校利用等については、県博等などと同様、無料で利用できる方向で検討を行う。</p>
<p>○共生の里事業について</p> <p>鳥取県は、「共生の里事業」を行い、市街地と農村部との交流をはかり一定の成果を出している。しかし補助金が3年間だけでは、せっかくはじまった交流が中断してしまい、これまでの取り組みが無になってしまう。恒久的に事業を支える制度を検討すること。</p>	<p>共生の里事業（むら・まち支え合い共生促進事業）は、農村部と市街地の住民の協働による農地等地域資源の保全活動等が、将来に渡り自主的に実施されることを目的としている。</p> <p>このため、3年間を目途に事業活動等が円滑に実施されるよう、県と市町が連携して必要な経費の助成や現地での支援（広報や活動のサポート）等を行っているところであり、活動を行う方についても制度内容等をご理解いただいた上で取り組んでいただいている。</p> <p>また、事業が終了した後にも自主的に交流や活動を継続されている地区もあり、今後このような取り組みが広がるよう事業推進していく。</p>
<p>【医療・介護・生活保護】</p> <p>①小児医療費特別補助制度（子どもの医療助成）など地方自治体の特別医療補助制度のペナルティをなくすよう引き続き国に要望すると同時に、ペナルティ分を当面県が応分の費用負担すること。</p>	<p>地方公共団体が独自に行う特別医療費助成の取組に対する国庫負担金の減額調整措置（いわゆる「国保のペナルティ」）については、子ども以外にも身体・知的障がい者やひとり親家庭などへの助成に対しても行われていることから、これまでも減額措置自体を早急に廃止するよう国に対して要望（直近：平成30年4月）を行っているところであり、今後も引き続き要望していく。</p> <p>国による減額分に対する県の補填について、県としては、国民健康保険全体における一般会計繰入の取扱いを含め、総合的に勘案する必要があることから、平成30年度はこれまでどおり県特別調整交付金で4分の1を措置することで市町村の合意を得ている。今後の対応については、引き続き市町村と協議を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②小児医療窓口負担の完全無料化について、米子市も国や県の財源措置を期待している。完全無料化についての方向性を検討すること。</p>	<p>小児特別医療費助成については、市町村との協働により取り組んでいるものであり、現在、助成対象を、平成28年4月以降は18歳になった最初の年度末までに拡大しているところであるが、窓口負担をなくし無料化を進める場合、段階的であっても県及び市町村において相当な財政負担が生じるため、実施は困難である。</p>
<p>③就学前の医療費助成へのペナルティ廃止で浮いた予算は、自治体が判断する子育て支援の充実につかえるよう求めること。</p>	<p>ペナルティの廃止により生じた財源については、平成28年12月22日付け保国発1222第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知により、各自治体において更なる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てることを求めるとする通知が発出され、県から各市町村に周知を図ったところであり、各市町村の判断において執行されるものとする。</p>
<p>④無料低額診療事業を普及させ、対象事業を院外薬局まで広げるよう求めること。県独自の院外薬局への支援制度を創設すること。</p>	<p>無料低額診療制度は、国において医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、院外薬局の取扱いも含めその検討状況を注視していく。</p>
<p>⑤後期高齢者医療制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の後期高齢者、65歳以上の障がい者を対象とした後期高齢者医療が発足して10年である。高齢者を年齢で機械的に区切り一つの医療保険に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなど、弊害と矛盾が深刻である。年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納は毎年20万人以上で推移している。低所得者対象の保険料の特例軽減措置の段階的縮小・廃止の中止を求め、県独自でも継続するなど対策をとること。 	<p>後期高齢者医療制度については、医療費の増大などに対応し、将来にわたり国民皆保険の堅持と持続可能な医療制度にするために必要な制度と考えている。</p> <p>保険料の軽減特例の見直しについては、世代間の公平性や負担能力に応じた観点から実施されるものであり、中止を求めることや県として独自の対策は考えていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 18－19年度の後期高齢者医療保険料が全国平均で1.2%増と4回連続の値上げである。36道府県が値上げしているが、値上げを踏みとどまった都府県もある。鳥取県は月額192円、4.7%の値上げを実施したが元に戻すこと。 	<p>県後期高齢者医療広域連合によると、平成30年度からの保険料率については剰余金を活用して据置することとしたが、上記の軽減特例の制度見直しに伴い、結果的に上昇することとなったものである。</p> <p>県として、制度の見直しは必要なものであり、同広域連合に対して、保険料の引き下げを求めることは考えていない。</p>
<p>⑥介護保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村総合事業で676自治体でサービス廃止事業所がある。鳥取県内で3月末の「みなし指定」の更新をしなかった事業者が61事業所に上っている。県によると利用者がサービスを受けられない状況ではないといっているが、さらに詳細な調査と更新しなかった事業所の実態調査を実施すること。 	<p>「みなし指定」の更新については、平成30年1月～3月に調査済み。</p> <p>平成30年4月時点で更新しなかった事業者のうち、利用者があったものについては、その全てが他の事業者引き継がれたことを確認済みである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 保険料上昇を抑えるための国の減免制度を充実させるよう求めること。消費税増税を待つことなく（財源にすることなく）、減免制度を充実させるよう求めること。 	<p>平成27年4月より、低所得者に係る介護保険料が国費により50%から55%へと軽減強化されている。消費税増税に合わせたさらなる国費投入による介護保険料の軽減措置については、引き続き国の動向を注視したい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料滞納が2年間で時効となるため、遡っておさめることもできず、結局、滞納となり、そのペナルティとして利用料を3割に負担にするのは、住民いじめである。中止し、改善策を求めること。また、この度一定所得以上の高齢者は利用料が3割負担になるが、このペナルティは4割負担になるのか、どうなるのか。そうなれば一層の負担増で必要な介護からますます遠ざけることになるため、負担増というペナルティは止めること。 	<p>平成30年8月より、現役並み所得を有する者の介護保険の利用者負担割合が2割から3割となることに伴い、保険料を滞納し、時効が消滅した期間がある方については、その期間に応じて利用者負担割合が4割となる。こうした保険料滞納への措置については、全国的な公平性の観点から、国において検討されるべきものである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が65歳になったときに、介護保険制度に移行させられるが、この度、減免制度ができた。しかし、市町村総合事業が減免対象外となっているが、対象にできるよう求めること。 	<p>平成30年4月に創設された高額障害福祉サービス等給付費は、高齢障害者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に増加する利用者負担を免除するものであり、総合事業はその対象となっていない。ただし、総合事業の利用者負担については、市町村の判断により軽減可能である。</p>
<p>○生活保護について</p> <p>①生活保護世帯で、若い人が自動車運転免許取得できず、就職活動が不利となり、自立できないでいる。生活保護世帯に免許取得のための支援制度を創設すること。</p>	<p>生活保護世帯の自動車運転免許取得費用については、免許の取得が雇用の条件となっている等の場合に、生活保護の生業扶助で支給可能となっており、県独自で支援制度を創設する考えはない。</p>
<p>②ケースワーカーの専門性を確保するため、社会福祉士の国家資格を要件とするよう求めること。</p>	<p>社会福祉法第15条において、ケースワーカーは社会福祉主事であればならないとされており、同法第19条の社会福祉主事の任用資格等の中に社会福祉士が含まれている。</p> <p>ケースワーカーを社会福祉士のみとすることは、現場の人員不足を招くことから、国に求める考えはない。</p>
<p>③この度、生活保護基準が引き下げられた（る）ことによって、保育料や就学援助制度をはじめ、各種制度に影響が及ぶが、従来通りの支援が受けられるよう、通知を出し、徹底すること。</p>	<p>生活保護の減額が他制度にできる限り影響が及ばないように、それぞれの制度の趣旨や実態等を考慮して対応するよう、厚労省から各関係省庁及び各自治体あてに通知を發出される予定であり、それを受けて県においても市町村に周知する。</p>
<p>④生活保護費の削減計画は中止するよう求めること。母子加算の縮小・廃止をやめるよう求めること。夏季手当の創設、冬期加算、住宅扶助を削減前に戻すよう求めること。</p>	<p>生活保護基準の設定については、国民の消費動向や社会情勢を総合的に勘案して国が責任をもって設定するものであり、地方の実態を十分考慮するよう従来から国に要望している。</p> <p>母子加算、冬期加算、住宅扶助については、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減に反対することは考えていない。</p> <p>夏季加算（夏季手当）の創設については、引き続き国に要望していく。</p>
<p>⑤水道は必要なライフラインの確保とみなし、生活保護世帯や低所得者に対する水道料金に対して生活保護制度で支援制度や福祉減免制度を創設するなど、支援制度を確立すること。</p>	<p>生活扶助費は、飲食物費や被服費など個人単位に消費する個人的経費と、家具什器費や、光熱費等のような世帯共通的経費を含んでおり、水道料金についても生活扶助費として支給されているものであるから、県独自で支援制度を創設する考えはない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【子育て・教育】</p> <p>○保育</p> <p>①保育の弾力化の特例措置による保育所・認定こども園での子育て支援員を延長せず、保育士の充足をするよう真剣に対応すること。</p>	<p>保育士等の配置基準に係る弾力化は、子育て支援員等の配置状況や効果、課題等について調査を行い、適用期限延長の可否を判断する予定である。</p> <p>また、保育士の確保については、処遇改善と併せて、潜在保育士や保育士を新たに目指す者への就職支援等の実施、奨学金返還支援などにより引き続き取り組んでいく。</p>
<p>②改正子育て支援法が成立したが「待機児童解消」を名目に「企業主導型保育」の拡大を進めようとするものだ。企業主導型保育施設の7割が定められた指導・監督基準を満たしていない。保育士が半分でも認可保育所として認可が下りるので、保育の質の低下を招く。待機児童解消のための最大の問題は、保育士の確保だ。処遇改善、配置基準の改善で保育の公的責任を果たすよう国に求めること。</p>	<p>処遇改善等加算の加算率の引き上げ等、さらなる処遇改善と保育士の配置基準の引上げについて、国に継続して要望しており、引き続き要望していく。</p>
<p>③産前産後ケアセンター創設を</p> <p>産前産後の母親の不安や悩みが増している。山梨県では宿泊付きの産前産後ケアセンターが開設され、専門の保健師による指導や母親同士の交流で、母親の子育てへの安心感が増している。また県内だけでなく県外からの子育ての相談も増えているとのことである。鳥取県内でも「望まない妊娠」や「乳幼児死体遺棄事件」も起きており、看護協会等に電話相談体制を委託する予定であるが、実際に悩みを持つ母親を受け止めるには不十分である。公設の宿泊付き産前産後センターを地域ごとに開設し、利用料軽減も行うこと。また現在民間が行っている産後ケアの事業所の運営費を県が補助し運営を支えること。</p>	<p>産前産後サポート事業は、市町村が事業実施主体であり、どのような形態で実施するかは市町村の医療機関や人材、事業所等の地域資源を踏まえて判断することとなる。</p> <p>すでに、本県では19市町村において、子育て世代包括支援センターを開設済みであり、相談機能の充実を図るとともに、産後ケアの取組も進めているところである。</p> <p>公設のセンター設置とその利用料の軽減は、既存の支援センターとの役割・機能分担が整理しにくいことや、既に各市町村から産後ケア事業を受託している民間事業者の圧迫にもつながることから考えていない。</p>
<p>○教育</p> <p>①鳥取県内小中学校のいじめ対策の状況では、無記名方式のアンケート実施は、小学校34%、中学校49%にとどまっている。子どもの心情に配慮し、より回答のしやすい無記名方式を実施すること。</p>	<p>アンケートについては、いじめ発見や状況把握することにつなげやすい記名アンケート、子どもがより回答しやすい無記名アンケートがあり、各学校で児童生徒の実態を考慮して実施されている。</p> <p>県としても相談や自分の悩みを出しづらい子どもがいることは課題と考えており、昨年度改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、記名アンケート・無記名アンケートなどを意図的、計画的に行うよう明記している。併せて、「いじめの早期発見と児童生徒の理解のための無記名アンケート」として、「いじめについて直接問う内容」「学校生活全体の児童生徒の状況を問う内容」「児童生徒の内面を問う内容」の3種類の無記名アンケート例を作成し、学校に通知するとともにホームページにも掲載し、活用を促しているところである。</p>
<p>②高校生のJR通学費は、たとえば中山口駅から米子駅年間8万円、大山口駅から米子駅年間6万円にもなり負担が重い。県内では下宿代を含めて上限5万円まで補助や半額補助等実施する自治体が増えてきたが、県としても運賃補助制度をつくること。</p>	<p>県立高等学校においては、授業料に充てていただける就学支援金制度や授業料の減免制度のほか、授業料以外の通学費等の経費に充てていただける奨学給付金制度などを設け、高校生を持つ保護者の負担軽減に努めており、通学費の補助は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③教員不足</p> <p>教員が不足し、講師が、年度当初で19人（小学校8人、中学校8人、特別支援3人）不足し、今後年度途中で28人（小学校18人、中学校3人、高校1人、特別支援6人）の不足が発生する予定である。定数の一部を講師で賄っており、産休や研修の代替教員はいずれ正規職員が復帰することや、特別支援学級は子どもの変動が激しいことを理由にしているが、仮に年度途中で変動があったとしても、講師を切り捨てず他の部署に配置するようにしているとのことであり、結局定数内の講師は必要な教員としてカウントすべきものである。年度中途の変動や将来的な少子化を理由に、定数内の教員を講師で賄うのではなく、正規教員を配置すること。教育学部の復活も含め計画的な教員養成ができるよう鳥取大学や国に要望すること。教員免許をもっているのに更新をさせられることは教員にとって負担であり、教員免許更新制度の廃止を求め、同時に更新料軽減を行うこと。行き届いた教育の実現と教員の負担軽減のためにも、現在の35人学級から更に30人以下学級へ進展させ正規の事務・庶務職員の増員などで教職員を増員すること。過密な学習指導要領の改善を国に求めること。</p>	<p>左に対する対応方針等</p> <p>定数内の講師については、児童生徒数の減少や学校統合、特別支援学級を含めた学級数の増減、育児休業や研修派遣等に対応するために定数管理上必要なものである。教員採用に当たっては、これらの要因を考慮しつつ最大限の正式採用の教員が確保できるよう、採用予定数を検討しているところであり、今後でもできる限り正式採用教員が配置できるよう引き続き努力する。</p> <p>なお、平成30年5月2日現在で、年度中途の代員が28人程度必要となる見込みではあるが、可能な限り代員が常勤講師として配置できるよう努力する。</p> <p>教員養成の在り方については、機会を見て鳥取大学と意見交換をしていきたい。</p> <p>教員免許更新制については、教員の資質・能力を一定以上に担保するための重要な制度と考えられるため、国へ廃止の要望等を行うことは考えていない。なお、教員の受講機会の利便性向上のため、県内で更新講習を開設している大学と連携し、開催時期の調整等を行っている。また、更新に係る手数料については、免許状更新手続きに必要な人件費等の諸経費を基に算出していることから軽減を行うことは考えていない。なお、更新件数や必要経費の実績に基づき3年ごとに見直しを行っている。</p> <p>国への要望については、昨年度も夏と冬に少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など、少人数教育推進について要望したところである。また、本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきた。今後は少人数学級の成果や課題、また適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えていない。また、小中学校における事務職員の定数は、法律に基づき学校規模により算定されるが、大規模校や事務職員の新規採用職員配置校等には加配している。</p> <p>県立高等学校においては、学校により実情が異なることから、一律の少人数学級は検討していないが、専門高校等の38人学級を県単独で実施している。</p> <p>新学習指導要領については、中教審で審議を重ねた答申をもとに改訂を図られたものであるため、その改善を国に求めることは考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>④学童保育（放課後児童クラブ）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市内では、専用施設が不足し、「2つの専用施設を作っても不足し、家庭科室を間借りしている。備品なども毎日出し入れしなければならず、家庭科室は6校時までつかっているのが6年生しかつかえず、学童保育本来の異年齢集団の良さが生かせない。ガイドラインでは新設はクラブ40人なのに、既設は70人まで認められつめこみになっている」（美保南小学校）、「体育館のミーティングルームを使っているが狭い部屋に32人いて、体育館にテーブルを出して宿題をしている。旧谷小学校の部屋が空いているので使いたい但許可が出ない」（国府東小学校）、「スーダンの外国人留学生の子どもが来ているが、言葉が通じず通訳もない。災害時の対応や習慣の違う食事やトイレへの対応がしづらい」（湖山西小学校）、「常勤指導員が不足しハローワークにも募集をかけるが集まらない」、「高学年が途中でやめると人件費にひびく」などの声が出ている。 専用施設が不足しているクラブを、知事が直接視察し現場の実態をつかむこと。国の施設整備費の2/3へのかさ上げが今年度までであり、継続を国に求めると同時に、国の補助率が高いうちに、県の補助率を引き上げ、市町村負担を軽減することで、施設整備が進むようにすること。 	<p>一定の条件を満たす放課後児童クラブの施設整備に対する国の補助負担率の嵩上げを活用し、引き続き市町村の施設整備を支援する。</p> <p>なお、財政的な課題だけでなく学校の理解が得られにくい等、施設の拡大に向けた課題については、放課後児童クラブの実施主体である市町村で解決されるべきものである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生の子どもへの通訳士の派遣や配置を支援すること。 	<p>放課後児童クラブの運営主体は基本的には市町村であり、市町村としてどのように対応されるかをお聞きして判断したい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 不足している指導員のバンク制度を創設し、指導員の処遇改善をすすめ、年度中途での児童数の変動があっても雇い続けられる制度を創設すること。 	<p>放課後児童支援員については、国の制度による新たな処遇改善のほか、一定の資格を有し児童の遊びを指導する者の処遇改善を行う場合に県独自で助成しているところであり、引き続き処遇改善を行うこととしている。</p> <p>また、放課後児童クラブの運営費は年平均の児童数に応じて助成する仕組みであるため、一定程度の変動を見込んでの運営は可能であり、新たな加算等の制度創設は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤道徳科について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度から小学校で道徳科が開始された。本来、子どもたちの内心は教科書で教え込むものではなく、教育活動全体を通じて、育まれるものである。道徳科の廃止を国に求めること。一方的な徳目を教え込むような授業にならないようにし、道徳科の評価を過剰に教員に求めないこと。 	<p>道徳の教科化は、年間35単位時間の確実な確保という「量的確保」と、子どもたちが道徳的価値を理解し、これまで以上に深く考えてその自覚を深める「考え、議論する道徳」への「質的転換」をねらったものであり、廃止を求めることは考えていない。また、新学習指導要領解説編においても、児童に対して一方的に内容項目を教え込むような指導は適切ではないと明記されていることに加え、成長の様子を学期ごとなどの長い期間で見取っていく（個人内評価）こととなっており、教員に過剰な評価は求めていない。</p>